

みやま市告示第67号

みやま市企業誘致報奨金制度実施要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

みやま市長 西原 親

みやま市企業誘致報奨金制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、新たに市内へ進出しようとしている企業に関する有効な情報提供及び誘致活動を行う者に対し報奨金を交付することにより、市内への企業立地を推進し、市内における雇用の創出と産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「誘致対象企業」とは、市内へ進出しようとしている企業であって、みやま市工業等振興促進条例（平成19年みやま市条例第135号）第3条の指定を受けることができるものをいう。

2 この告示において「誘致推進員」とは、市の理念を理解し、自ら誠実に誘致対象企業の情報提供及び誘致活動に取り組む者として、市長の認定を受けたものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

(1) 自らが事業主である企業又は所属する企業の誘致に関する情報提供を行おうとしている者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等及びその構成員（準構成員を含む。）

(3) 市が既に誘致活動を行っている企業又は他の誘致推進員が既に情報提供を行っている企業の情報提供を行おうとしている者

(4) みやま市議会議員及びみやま市職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が誘致推進員として不相当と認める者
(誘致推進員の認定)

第3条 誘致推進員になろうとする者は、当該誘致対象企業の同意を得たうえで、誘致推進員認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、次に掲げる事項について審査を行い、適当と

認めるときは、誘致推進員認定書（様式第2号）を交付する。

（1） 情報提供のあった時点で、他の者からの同じ企業に関する情報を受け付けていないこと。

（2） 情報提供のあった時点で、市が当該企業の誘致活動をまだ行っていないこと。

3 誘致推進員の認定期間は、認定日から2年間とする。ただし、誘致推進員が同一企業について誘致活動期間の延長を希望し、かつ、市長が必要と認める場合においては、認定期間を1年間延長することができる。

4 市長は、認定に当たり、必要に応じて条件を付すことができる。

（誘致推進員の義務）

第4条 誘致推進員は、誘致活動に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 誘致推進員は、企業や関係者との交渉において苦情、紛争等が生じたときは、自らの責任において処理しなければならない。

3 誘致推進員は、誘致活動に関して不正又は不当な行為を行ってはならない。

（誘致活動の費用）

第5条 誘致活動に要する経費は、誘致推進員の負担とする。

（誘致活動の報告）

第6条 誘致推進員は、必要に応じて誘致活動の進捗状況を市長に報告しなければならない。

2 誘致推進員は、誘致対象企業が操業開始に至った場合は、速やかに企業誘致活動実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（報奨金支払条件の成立等）

第7条 市長は、誘致推進員の誘致活動により誘致対象企業の操業開始に至ったときは、当該誘致推進員に対し、企業誘致報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することができる。

2 前項の報奨金の額は、次に定めるとおりとし、その総額は1,000万円を限度とする。

（1） 誘致対象企業が立地の際、設備等に係る売買契約を締結した場合、土地、建物及び償却資産の売買価額に1000分の5を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨てる。）

（2） 誘致対象企業が立地の際、設備等に係る賃借契約を締結した場合、土地、建物及び償却資産の賃借額の1箇月分の額（1,000円未満は切り捨てる。）

3 市長は、報奨金の交付を決定したときは、直ちに企業誘致報奨金交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を誘致推進員に通知するものとする。

（報奨金の支払）

第8条 誘致推進員は、第7条第3項の規定による通知を受けたときは、企業誘致報奨金請求書（様式第5号）により報奨金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該誘致推進員に対して報奨金を交付するものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、誘致推進員の認定を取り消すことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第2条第2項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
- (2) 誘致推進員の提出した誘致推進員認定申請書に事実と異なる記載があったとき。
- (3) 不正又は不当な行為による誘致対象企業に関する情報の入手その他誘致推進員の義務に違反するような行為があったと認められるとき。
- (4) 誘致推進員が、報奨金を受ける権利を第三者に譲渡したとき。
- (5) 誘致対象企業の立地又は操業開始の見込みがないと市長が認めたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、誘致推進員として不適格と市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取り消しを行ったときは、誘致推進員認定取消通知書(様式第6号)により誘致推進員に対して通知を行うものとする。

(報奨金の返還等)

第10条 前条の規定により認定取消しを行う場合において、既に報奨金が交付されているときは、前条の取消通知書と併せて企業誘致報奨金返還命令書(様式第7号)により当該誘致推進員に通知し、期限を定めて報奨金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により報奨金の返還を命じられた誘致推進員は、期限までにこれを返還しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

誘致推進員認定申請書

年 月 日

みやま市長 様

申請者 住所
氏名
(電話番号)

みやま市企業誘致報奨金制度実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり情報を提供し企業誘致推進員として認定されるよう申請します。

なお、私はみやま市企業誘致報奨金制度実施要綱第2条第2項各号に該当しないことを誓約します。

記

- 1 誘致対象企業の概要
 - ①企業名
 - ②所在地
 - ③担当者及び連絡先
 - ④企業の業種
 - ⑤主要事業、製品など
- 2 誘致対象企業の希望する内容
 - ①希望地域
 - ②希望面積
 - ③立地希望時期
 - ④進出・事業計画の概要

同意書

上記記載の当社に関する情報は事実と相違ないことを確認し、みやま市に情報提供することに同意します。

年 月 日

所在地

企業名

(担当者名

印

)

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

みやま市長

印

誘致推進員認定書

年 月 日付で申請のありました企業誘致推進員の認定について、みやま市企業誘致報奨金制度実施要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

1 企業誘致推進員名

2 誘致対象企業情報の内容

・別添「企業誘致推進員認定申請書」（写）のとおり

3 認定期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第6条関係）

企業誘致活動実績報告書

年 月 日

みやま市長 様

誘致推進員 住所
氏名

年 月 日付け第 号で認定を受けた企業誘致活動について、みやま市企業誘致報奨金制度実施要綱第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 誘致企業名
- 2 立地企業の業種
- 3 立地企業の所在地
- 4 土地売買等の契約額
- 5 工場等の設備に係る投資額
- 6 操業開始日
- 7 誘致活動の内容
- 8 その他市長が必要とする書類

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

みやま市長

印

企業誘致報奨金交付決定通知書

年 月 日付で認定した企業誘致活動について、下記のとおり企業誘致報奨金の交付を決定しましたので、みやま市企業誘致報奨金制度実施要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

1 立地企業名

2 決定した報奨金の額

_____ 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

みやま市長 様

申請者 住所
氏名 ④
(電話番号)

企業誘致報奨金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知がありましたので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込指定口座

振込先金融機関		銀行 本店 信用金庫 支店 信用組合 出張所 農 協 本所 () 支所							
預金 種目	1 普通 2 当座	口座 番号							
口座名義		(フリガナ) (氏名)							

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

みやま市長

印

誘致推進員認定取消通知書

年 月 日付けの誘致推進員の認定について、みやま市企業誘致報奨金制度実施要綱第9条第1項の規定により下記のとおりその認定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 企業誘致推進員名
- 2 誘致対象企業情報の内容
 - ・別添「企業誘致推進員認定申請書」（写）のとおり
- 3 取消しの理由

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

みやま市長

印

企業誘致報奨金返還命令書

年 月 日付け第 号の通知により誘致推進員の認定が取り消されましたので、みやま市企業誘致報奨金制度実施要綱第10条第1項の規定により下記のとおり既に交付済みの報奨金についてその返還を命じます。

記

- 1 企業誘致推進員名
- 2 誘致対象企業情報の内容
・別添「企業誘致推進員認定申請書」（写）のとおり
- 3 取消の理由
- 4 返還を命じる報奨金額
_____ 円
- 5 返還を命じる報奨金の納付期限
年 月 日